

オープンカウンター方式による見積依頼について

- ・ 期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。
- ・ 参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読の上、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

<留意事項>

1 見積り合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁及び高知県から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又は、これに準ずる者として、国又は県発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) (1)から(4)の他、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

2 問い合わせ先

高知県警察本部警務部会計課用度係（国費担当）

〒780-8544 高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号

電話番号 088-826-0110

3 見積書の提出

- (1) 見積書の提出は、持参又は郵送とします。
- (2) 見積書には以下の事項を記載してください。

ア 見積書作成年月日

イ 宛名（支出負担行為担当官 高知県警察会計担当官）

ウ 参加者の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の職氏名）及び押印（押印を省略する場合は発行責任者氏名及び事務担当者氏名、連絡先を明記）

エ 案件名称（品名等）

オ 見積金額（消費税込）

(3) 「相当品可」と記載された案件において、相当品により見積もる場合は、事前に承認が必要となります。

(4) 以下のいずれかに該当する見積書は、これを無効とします。

ア 必要な資格を満たさない者が提出した見積書

イ 見積書の記載及び押印に不備があるもの

ウ 同一の見積りについて、2通以上提出された見積書

エ 不当な価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背任行為又は連合と認められる場合及び疑いがある場合

オ 金額を訂正した見積書

カ 錯誤により提出されたと認められる見積書

キ 誤字及び脱字等により意思表示が明確でないもの

ク 提出期限までに到達しなかったもの

ケ 見積書作成にあたり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具で記載されたもの

4 見積書提出先

上記2と同じ

※見積書は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、郵送される場合は、封筒の表に「〇〇（案件名）オープンカウンター見積書在中」と必ず記載してください。

5 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

見積額は、特段の指示がない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。

契約金額は、原則として見積書に記載されている金額（消費税込み）となり

ます。

6 見積り合わせ結果について

契約の相手方に決定した事業者の方にのみ連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記2にお問い合わせいただければ、決定業者及び金額についてお伝えします。

7 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（契約金額によっては作成を省略する場合があります。）

8 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対して追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 上記5において、同価の見積りが2者以上であった場合、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (5) 提出された見積書のうち、予定価格に達した見積書がない場合は、見積りに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求める場合があります。
- (6) 参加者不在の場合又は予定価格に達した見積書がない場合は、再度オープンカウンターを行うか若しくは別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (7) 支出負担行為担当官の都合により調達を中止する場合があります。